

1か月児健康診査費用の助成について

船橋市と契約をしない医療機関で、1か月児健康診査受診票を利用できずに健康診査費用を支払った場合は、市に申請することで助成を受けることができます。

⇒以下、この方法を「償還払い」の手続きといたします。

令和7年4月以降に生まれたお子様が対象となり、健康診査を受診した日に、船橋市に住民登録をしている場合が助成の要件となります。また、船橋市の受診票を交付された日からの受診に限ります。

【申請について】

- ・医療機関の窓口で1か月児健康診査の費用をお支払いください。(保険診療外の健診が助成対象です)
- ・申請の有効期限は健診の受診後、2年以内(※受診日の2年後まで)です。必要書類を持参の上、早めに申請をしてください。
(※ただし、市外に転出予定の方は、転出前に申請をしてください。)
- ・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額をお振込みします。

【必要書類】

1. 母子健康手帳

母子健康手帳の健康診査のページに健診内容が記載してあること

2. 領収書・診療明細書

お子様の名前、診療年月日、医療機関名、1か月児健診であることが記載されていること

3. 未使用の受診票(母子健康手帳別冊に挟み込み)

医療機関等による健診内容の記載・押印がされていること

4. 振込先がわかるもの(キャッシュカード・通帳など)

保護者名義(原則、産婦の名義)で、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの(家族カード不可)

5. 印鑑(認印で可、シャチハタ不可)

【申請場所】

- ・各保健センター
- ・船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)⑩番母子保健窓口
※(本庁舎の母子健康手帳コーナーでは受け付けできません。)
(書類審査は地域保健課で行います)

【注意】

- ※助成金額は上限があるため、全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。
保険診療は助成の対象外です。
- ※助成金額は、健診を受けた年度により異なる場合があります。

<問い合わせ先>

船橋市 地域保健課 (妊婦・乳児一般健康診査担当) / TEL 047-409-3274